

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十九条第一項の規定により、平成二十九年六月二十三日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任した。

平成二十九年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司